日本オープンコースウェア・コンソーシアム会則

第1章 総 則

第1条(名称)

この組織は任意団体の「日本オープンコースウェア・コンソーシアム」と称し、略称を「JOCW」とする。 英語では Japan Opencourseware Consortium、 JOCW と表記する。

以下、本会則においてはこの組織を「本会」と呼称する。

第2条(事務所)

本会は、事務所を、幹事会(第15条)の定めるところに置く。

第2章 目 的及び活 動

第3条(目的)

本会は「高等教育機関における正規の講義に関する情報のインターネット無償公開活動」であるオープンコースウェアの活動に関し、会員間での情報交換を行ない、この活動を援助し普及することを目的とする。

第4条(活動)

本会は第3条に規定する目的達成に必要な以下の活動を行う。

- 1. 会員間の情報交換のための様々な機会や場所の提供
- 2. 公開の講演会
- 3. その他目的達成に必要な活動

第3章 会員

第5条(会員の種類)

本会には正会員、賛助会員をおく。

正会員:本会は学校教育法第5章で定められた大学等であって、本会の目的(第3条)に賛同し、機関全体の正式な意思決定手順を経てオープンコースウェアの活動を開始することを決定した機関を正会員とする。正会員は本会の運営に関わる代表者名を幹事会に提出する。この代表者を正会員代表者と呼ぶ。

賛助会員:オープンコースウェア活動の援助・普及に大き〈関わる機関であって、本会の目的(第3条)に賛同し、機関内の正式な意思決定の手順を経た機関を賛助会員とする。 賛助会員は本会の運営に関わる代表者名を幹事会に提出する。この代表者を賛助会員代表者と呼ぶ。

第6条 (入 会)

本会に入会を希望する大学・機関は代表幹事(第 12 条)に入会申請書を提出し、幹事会(第 15 条)の承認を受けなければならない。

第7条 (資格の喪失)

会員は以下のいずれかに該当するときその資格を喪失する。

- 1. 退会したとき
- 2. 本会が解散したとき
- 3. 除名されたとき

第8条 (退 会)

会員は退会しようとするときは代表幹事に退会届を提出しなければならない

第9条(除名)

会員に以下のいずれかに該当する行為があったときは総会(第 16 条)の議決を経て、代表幹事がこれを除名することができる

- 1. 本会の名誉を著し〈傷付ける行為を行った場合
- 2. 本会の目的を明らかに著しく損なう行為を行った場合

第4章役員

第10条(役員)

本会には次の役員をおく。

幹事 10 名以内

第11条 (幹事の選任)

幹事は正会員代表者から選任する。幹事会で選任した幹事推薦委員会で推薦人名簿を作成し、幹事会の承認の後、総会において信任により選任する。 詳細は別途規定による。

第12条 (代表幹事)

幹事会は、互選により代表幹事1人を選出する。代表幹事は、本会を代表し、会務を統括するとともに幹事会の承認を得た事項に関して会を代表して署名することができるものとする。

第13条 (役員の任期)

本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第14条 (会議の種類)

本会の会議には幹事会と総会がある。幹事会は幹事により構成し、総会は正会員、賛助会員により構成する。

第 15 条 (幹事会)

- 1. 幹事会は委任状を含む現幹事数の3分の2をもって成立とし、議事は出席者の過半数により決定する。可否同数のときは議長(通常は代表幹事)が決定する。
- 2. 幹事会の議事は、出席者の過半数により決定する。可否同数の時は議長が決定する。

第16条 (総 会)

- 1. 通常総会は毎年一回代表幹事が招集する。
- 2. 前項のほか、幹事会が必要と認めた時、または会員の3分の2以上の請求があった場合には召集しなければならない。
- 3. 代表幹事はその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面を持って あらかじめこれを会員に通知しなければならない。
- 4. 総会の議長は代表幹事もしくは代表幹事の指名した者とする。
- 5. 総会は、会員現在数の 2 分の 1 以上の会員代表者またはその代理の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。
- 6. 総会の議事は、本会則に別段の定めがある場合を除くほか、会員である出席者の 過半数により決定する。
- 7. 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知する。

第6章 資産および会計

第17条(活動の収入と収益の扱い)

本会の活動は原則として非営利として行う。なお、活動の収益が得られたときは本会の目的(第 3 条)の達成に充てるものとする。

第 18 条 (資 産)

本会の資産は、寄付金、その他の収入による。資産の支出は、幹事会の議決を経て行い、通常総会時に通年の活動収支として報告する。

第19条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 会則の変更及び解散

第20条 (会則の変更)

本会則の変更には幹事会における3分の2以上の賛成による総会提案、および総会における 正会員の現在数の3分の2以上の同意が必要である。

第21条 (解散)

本会の解散には幹事会における3分の2以上の賛成による総会提案、および総会における正会員の現在数の3分の2以上の同意が必要である。

<付 則>

- 1. 本会則は平成 18 年7月1日より施行し、平成 18 年 4 月 20 日付けで適用する。
- 2. 本会の前身である日本オープンコースウェア連絡会は当初のMITの呼びかけに賛同し、MITに対して大学代表者の署名付文書(Memorandum of Cooperation)を提出し OCW 活動を開始した大阪大学、京都大学、慶應義塾大学、東京工業大学、東京大学、早稲田大学の 6 大学で開始し、後に同様に MOC を提出し OCW を開始した名古屋大学、九州大学、北海道大学が会員として参加し、活動を行ってきた。本会の設立にあたってはそれまでの活動の継続的発展と経験の反映を効果的に行うため、上記 9 大学を正会員とし、あわせて各大学の代表者が初代の幹事に就任することとする。また、連絡会においても活動に協力参加してきたメディア教育開発センターを賛助会員とする。
- 3. 活動に必要な経費は活動毎の収入計画に依るほか、幹事会員間での応分の負担、あるいは全会員間の応分の負担に依る。いずれの事例に相当するかについては幹事会協議事項とする。

<更新履歴>

2006年6月26日 第二回日本オープンコースウェア・コンソーシアム幹事会にて確定